

事業承継計画書（個人事業主）

事業者名 または商号				後継者		親族内		親族外					
基本方針													
項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
事業計画	売上高												
	所得金額(※1)												
資産引継	不動産・ 機械設備等												
現経営者	年齢												
	関係者の理解												
	廃業届提出 時期等(※2)												
	財産の配分												
	後継者教育												
後継者	年齢												
	開業届提出時期												
	後継者教育	内部											
		外部											
法人化後に承継する場合(※3)	現経営者	役職											
		持株(%)											
	後継者	役職											
		持株(%)											
補足													

(※1) 青色控除等の控除額がある場合は、控除前の所得金額を記入

(※2) 廃業届の提出のほか、現経営者が承継する事業をやめ、それ以外の事業を開始する場合を含む

(例：現経営者の保有する承継した事業の用に供する不動産等を、後継者に貸すことで不動産賃貸業を開始する場合等)

(※3) 該当となる場合のみ記入

(※4) マッチングエントリー型は、申請時に事業承継計画書の策定及び提出は不要

事業承継計画書（法人）

社名												後継者	親族内	・	親族外	
基本方針																
	項目	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目				
事業計画	売上高															
	経常利益															
会社	定款 ・ 株式 ・ その他															
現経営者	年齢															
	役職															
	関係者の理解															
	後継者教育															
	株式・財産の分配															
	持株(%)															
後継者	年齢															
	役職															
	後継者教育	社内														
		社外														
	持株(%)															
補足																

※マッチングエントリー型は、申請時に事業承継計画書の策定及び提出は不要

記入例

T社社長中小太郎の事業承継計画表

【基本方針】

- ① 中小太郎から、長男学への親族内承継。
- ② 7年目に社長交代。（代表権を学に譲り、太郎は会長へ就任。10年目に完全に引退。）
- ③ 10年間のアドバイザーを弁護士D氏と税理士E氏に依頼する。

項目		現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
事業の計画	売上高	8億円	→					9億円	→					10億円
	経常利益	3千万円	→					3千5百万円	→					4千万円
会社	定款・株式・その他		相続人に対する売渡請求の導入	Cから金庫株取得	Aから金庫株取得				黄金株の発行			黄金株の取得・消却		
現経営者（中小太郎）	年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳		
	役職	社長	→						会長	→	相談役	引退		
	関係者の理解	家族会議		社内へ計画発表	役員の刷新（注1）			取引先・金融機関に紹介						
	株式・財産の分配		公正証書遺言の作成（注2）						黄金株の取得			黄金株の会社への売却		
	持株（%）（※）		80%	75%	70%	65%	60%	55%	50%	20%+黄金株	20%+黄金株	20%+黄金株	20%	
			→						→					
	その他							任意後見契約						
後継者（中小学）	年齢	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳	40歳		
	役職	従業員	取締役	→	常務	→	専務	副社長	社長	→				
	後継者教育	社内	Y工場	→		Z工場	→	本社営業	本社管理	総括責任	→			
		社外			経営革新塾									
	持株（%）（※）		0%	5%	10%	15%	20%	25%	30%	60%	60%	60%	60%	
		→						→						
補足	（注1）Aが退任し、Bが取締役に就任。 （注2）株式及び預貯金（5千万円）を学に、自宅を花子に、預貯金（5千万円）を梅子に相続させる旨を記載。													

（※）上記の例では、現経営者及び後継者の持株割合は、議決権割合ではなく、発行済株式総数に対する保有株式数の割合を示しています。